

身寄りのない高齢者等への支援について【情報提供】

1 説明の趣旨

先月ご説明した身寄りのない高齢者等への支援について、開始予定の①情報登録事業（ヨコハマあんしん登録）のチラシ、②相談窓口（あんしん終活相談センター）のチラシ、③終活に関するリーフレット（終活みちしるべ）が完成しました。自治会・町内会長の皆様にも制度をご承知・周知いただきたく、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 各種チラシ・リーフレットについて

制度開始にあたり、チラシ・リーフレットが完成しましたので、配布いたします。

①ヨコハマあんしん登録（11月中旬以降順次配布）

②あんしん終活相談センター（11月中旬以降順次配布）

③終活みちしるべ（10月28日から各区役所で配架開始）

※配架場所はいずれも区役所区政推進課広報相談係・高齢・障害支援課、横浜市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会、地域ケアプラザなど

健康福祉局 福祉保健課
担当 山脇、阿部、根本
電話 045-671-3567 /FAX 045-664-3622
メール kf-jouhoutouroku@city.yokohama.lg.jp

＼65歳以上の市民の皆様へ／
いつ起こるか分からない「もしもの時」に備えませんか？

令和7年11月28日金から*



ヨコハマあんしん登録 開始

登録無料

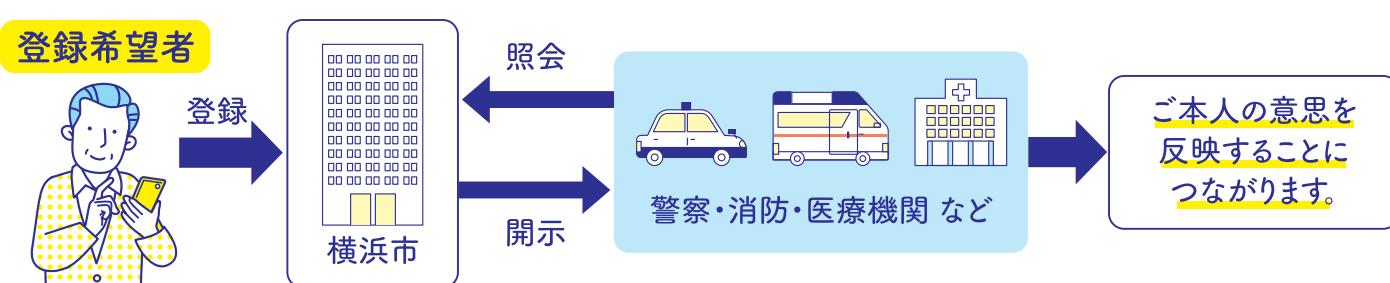
ヨコハマあんしん登録とは…

病気や事故などによりご自身で意思を伝えることが出来なくなった場合に備えて、かかりつけ医や緊急連絡先等を事前に市に登録していただく事業です。登録いただいた内容は、警察や消防、医療機関などからの連絡を受けて、回答します。

*登録いただいた内容の警察・消防等への回答は、令和8年4月開始予定



事業のイメージ図



登録方法
スマートフォンやパソコンから登録してください。
横浜市電子申請・届出システム [検索](#)



お問い合わせ
事業についてのお問い合わせはヨコハマあんしん登録コールセンター 0120-101-350
(平日9:00~16:00)

*登録方法は、裏面を参照してください

よくある質問 Q&A

Q どのような項目を登録できるの？

A かかりつけ医やエンディングノートの有無、緊急連絡先など7項目あります。詳細は、裏面を参照してください。

Q 全ての項目を登録する必要があるの？

A 希望する項目を一つから登録できます。

Q 操作が分からず、近くに手伝ってもらえる人がいないのですが…

A 登録をお手伝いする窓口を設けています。あんしん終活相談センターにご連絡ください。(電話:045-201-2045)

登録方法

- 本人確認書類を準備します。(スマートフォン等で撮影し、登録していただきます。)
- 横浜市電子申請・届出システムを開き、「ヨコハマあんしん登録」で検索します。

〈スマートフォンの場合〉



注意 入力途中で違うページを見たい場合は、ページ下部にある「次へ進む」または「戻る」ボタンを押してください。スマートフォンの戻るボタン(「[]」「<」等)を押すと入力している内容が破棄されてしまいますので、ご注意ください。

登録可能な項目 登録準備のメモとしてお使いください



●かかりつけ医療機関(2か所まで)

① 病院名:	所在地:	電話:
② 病院名:	所在地:	電話:

●エンディングノート・もしも手帳保管場所(エンディングノートともしも手帳は、各区役所等で配布しています)

① エンディングノート	② もしも手帳
-------------	---------

●本籍(筆頭者が分からぬ場合は、住民票でご確認いただけます。)

本籍地:	筆頭者:	続柄:
------	------	-----

●緊急連絡先(3名まで)

① 氏名:	住所:	電話:	続柄:
② 氏名:	住所:	電話:	続柄:
③ 氏名:	住所:	電話:	続柄:

★葬儀・遺品整理等の生前契約先(2か所まで)

① 名称:	電話:
② 名称:	電話:

★納骨先

名称:	所在地:	電話:
-----	------	-----

★遺言書

遺言書の形式:	保管場所:	作成年月日:
---------	-------	--------

●は警察等や緊急連絡先に開示します。

★は警察等や緊急連絡先に加えて、お伝えして良い連絡先(氏名、続柄、住所、電話を2名まで登録可)に開示します。

令和7年11月28日金開設

あんしん終活 相談センター

「終活」を通じてこれからの生活を
安心して自分らしく過ごしていただけるよう、
皆様の「はじめの一歩」を応援します。
将来に向けてご自身の希望や想いを
形にする準備をしませんか？



こんなお悩みがある方はぜひご相談ください

将来に向けて準備を始めたいが、
何から始めたらいいか分からぬ。

お金の管理などが自分で
できなくなったときはどうしたらいいか。

亡くなった後に備え、
今からできることはなぬか。

身近に頼れる人がいぬが、
自分の希望や想いを叶えたい。

対象者

市内在住で将来に向けて準備(終活)をしたい方、頼れる人がおらず将来に
不安を抱えている方 または そのご家族及び支援者

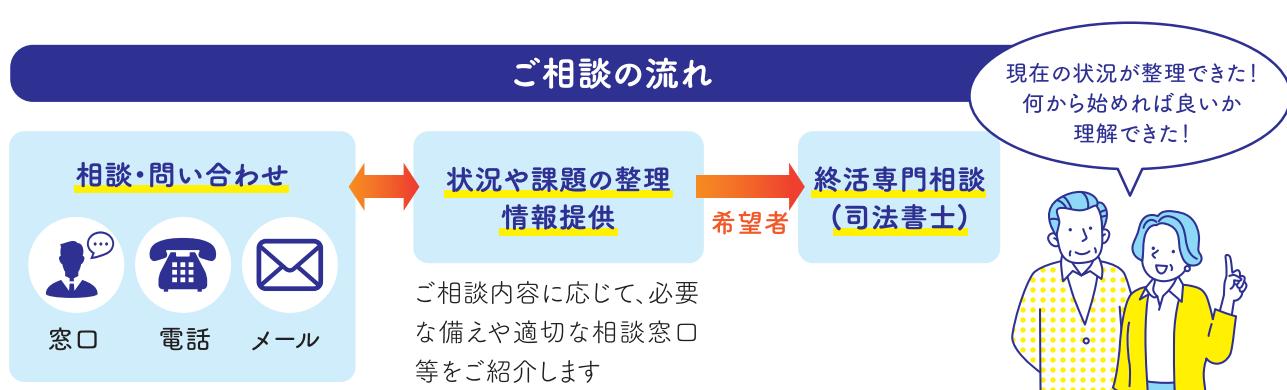
相談先

電話番号 045-201-2045

メールアドレス a-shukatsu@yokohamashakyo.jp

開所日時 月～金曜日 午前9時～午後5時 ※土日祝・年末年始を除く
窓口での相談も承ります。まずはお気軽にご連絡ください。

運営・受託 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター



終活専門相談(司法書士)

終活を進めるうえでの不安や疑問に司法書士が相談に応じる**無料個別相談**です。(1回限り)

日時 毎週水曜日 ※祝祭日・年末年始を除く

①午後1時30分～午後2時30分 ②午後3時～午後4時

相談場所 横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター内

予約方法 事前にあんしん終活相談センターにご相談のうえ、終活専門相談を利用したい旨をお伝えください。
現在の状況及びご希望される相談内容の確認をさせていただきます。 ※当日のご予約はお受けできません。

[協力]公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部

備えるためのお役立ちツール

市民の皆さんに役立つ情報の一部を紹介します。

終活みちしるべ

将来に向けて必要となる備えや終活に役立つ制度の案内、いわゆる終活に関するサービスを提供する民間事業者を選ぶ際の留意点などを掲載したリーフレットです。
区役所等で配布しています。

ヨコハマあんしん登録

市内在住の65歳以上の方を対象に、「緊急連絡先」や「エンディングノートの保管場所」などの情報を横浜市に登録できます。いざという時に、ご本人の意思が反映されるよう、事前に登録した情報を警察や消防、医療機関などにお伝えする事業です。

登録項目

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ●かかりつけ医療機関 | ●葬儀・遺品整理等の生前契約先 |
| ●エンディングノート・もしも手帳の保管場所 | ●納骨先 |
| ●本籍地・筆頭者 | ●遺言書の保管場所 |
| ●緊急連絡先 | |

エンディングノート

これまでの人生を振り返り、これから的人生をどう歩んでいきたいか自分の思いを記すノートです。
横浜市では18区それぞれに区版のエンディングノートを作成しています。
お住まいの区の高齢・障害支援課、地域ケアプラザの窓口などで無料配布しています。



エンディングノート

所在地・アクセス

横浜市中区桜木町1-1

横浜市健康福祉総合センター9階 横浜生活あんしんセンター内

JR京浜東北・根岸線 横浜市営地下鉄(ブルーライン) 桜木町駅下車徒歩2分



アクセスはこちら

「ご存じですか?」～高齢者等終身サポート事業者～

高齢者等終身サポート事業者は、身寄りがない方や家族に頼ることが難しい方を支える民間事業者です。入院や施設入所のときの身元保証、日々の暮らしの支援、亡くなった後の手続きまで、本人の希望に沿ってサポートします。

ただし、[契約内容や費用に関するトラブルも報告されているため、事業者選びには注意が必要です](#)。安心して利用するために、契約前にサービス内容をよく確認し、事業者を選びましょう。

高齢者等終身サポート事業者を選ぶときの「10か条」

① 契約内容と費用の内訳をしっかり確認しましょう。

どんなサービスが含まれていて、どのくらいの費用がかかるのか、納得できるまで説明を受けましょう。

② 一度に多額の支払いを求められたときは、内容をよく確認しましょう。

入会金や預託金など、一度にまとまった金額の支払いを求められた場合には、何に使われる費用なのか、どんなサービスにいくらかかるのかをしっかり説明してもらいましょう。

③ 解約料や違約金の内容を事前に確認しましょう。

途中解約ができるか、高額な解約料や違約金が設定されていないか確認しましょう。

④ 財産を渡すような契約が入っていないか、よく見てみましょう。

「亡なったら財産を渡す、寄付する」などの内容がある場合は慎重に考えましょう。

⑤ 預けたお金の管理方法を確認しましょう。

自分のお金が安全に保管されているか、事業者に確認しましょう。

⑥ 契約内容がきちんと実行されるか、確認できる仕組みがあるか見てみましょう。

亡なった後の手続きなど、自分では履行を確認できないサービスもあります。

⑦ 個人情報の取り扱い方針を確認しましょう。

個人情報が適切に管理されているか、個人情報を安心して預けられるか確認しましょう。



⑧ 契約後に相談できる窓口があるか確認しましょう。

困ったときにすぐ相談できる連絡先があるか、事前に確認しておきましょう。

⑨ 契約するときには「契約書」と「重要事項説明書」を必ず受け取りましょう。

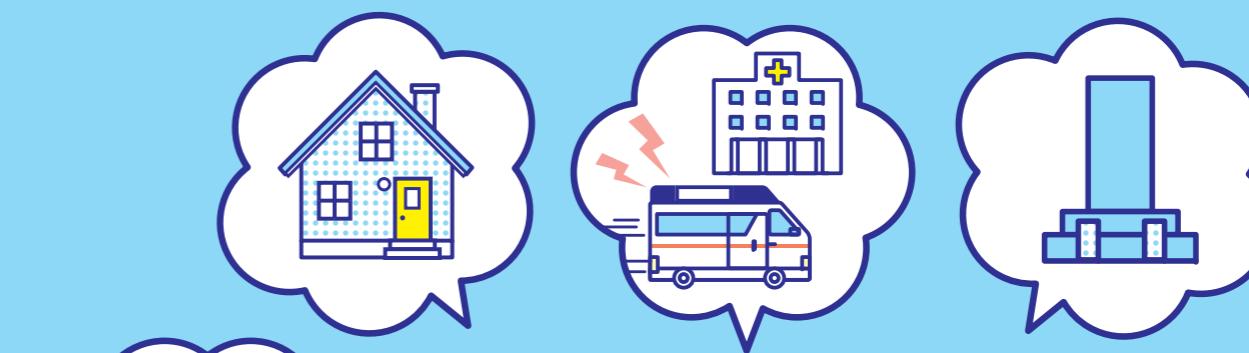
口頭だけでなく、文書で内容を確認できるようにしましょう。

⑩ 事業者の情報をよく調べて、いくつか比較してから選びましょう。

サービス内容や費用、対応の丁寧さなどを見て、自分に合った事業者を選びましょう。

終活

みちしるべ



終活について考えてみませんか

「終活」と聞いて、どんなイメージを持つでしょうか。

人生100年時代と言われる今、人生の後半期が長くなればなるほど、日々の生活を送るうえで、少しずつ「困りごと」も増えてくるかもしれません。

「自分にはまだ早い」「考えたくない」…そのお気持ちよく分かります。

それでも、これから的人生をより元気に・明るくするために、考えて欲しい「終活」のこと。

さあ、ページをめくってみてください。

備えておかないと、こんなことで「困る」かも



今のうちに備えておきましょう

まだ「早い」と思っても、少しづつ始めることが安心につながります。

- ① **相談相手・連絡先の整理**
これからのことと相談できる人や緊急時の連絡先を整理しましょう。
- ② **身の周りの整理**
不要な持ち物の整理・処分をしましょう。(衣類、家具、思い出の品など)
- ③ **財産や契約の整理**
自分の財産や契約しているサービスを整理して一覧にしましょう。
(預貯金、不動産、保険、携帯電話、公共料金など)
- ④ **医療や介護に関する希望の整理**
医療や介護が必要になった場合の希望を考えましょう。
- ⑤ **亡くなった後に関する整理**
葬儀や埋葬の希望を考えましょう。残されるペットのことも考えましょう。

▶ エンディングノート

これまでの人生を振り返り、これから的人生をどう歩んでいきたいか自分の思いを記すノートです。

すべての区にオリジナルのエンディングノートがあります。



▶ もしも手帳

もしもの時の医療・ケアについて、元気なうちから考え、あなたの思いを伝えるためのツールです。区役所、地域ケアプラザなどで配付しています。



エンディングノートやもしも手帳を作成する際は、ご家族など相談できる人と話し合ってみましょう

終活に役立つ制度があります



例えばこんな制度があります。自分らしい備えを考えてみてください。

▶ 任意後見制度

判断能力が十分なうちに、将来の後見人を自分で決めて契約しておく制度です。

▶ 家族間信託

判断能力が十分なうちに、財産の管理や承継を信頼できる家族などに託す制度です。

▶ 日常生活自立支援事業

判断能力が低下した場合に、福祉サービスの利用や日常的なお金の管理などを社会福祉協議会が支援する制度です。

▶ 遺言

亡くなった後の財産の分け方や希望を、あらかじめ書き残しておく制度です。

公正証書遺言など、法的に有効な形式で作成すれば、トラブル防止につながります。

▶ 死後事務委任契約

亡くなった後の手続き(葬儀、役所への届け出、公共料金や携帯電話の解約など)を、信頼できる人に任せておく契約です。

横浜市独自の仕組みも始まります(令和7年11月下旬～)

皆様の不安にしっかりと寄り添い、さらなる安心につなげます。

情報登録事業 「ヨコハマあんしん登録」

緊急連絡先を登録できます!

病気や事故などによりご自身で意思を伝えることができなくなった場合に備えて、かかりつけ医や緊急連絡先などを事前に市に登録していただく事業です。

ヨコハマあんしん登録 検索

登録はこちら



終活に関する相談窓口 「あんしん終活相談センター」

エンディングノートの活用方法や、これから暮らしで不安になりやすいこと(介護、財産、住まいなど)を整理し、終活に関する不安や疑問をお受けし、自分らしい終活の進め方と一緒に考えます。

相談先

電話番号 045-201-2045 メールアドレス a-shukatsu@yokohamashakyo.jp

開所日時 月～金曜日 午前9時～午後5時 ※土日祝・年末年始を除く